



平成 27 年 7 月 17 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代表者名 代表取締役社長 オーウェン・マホニー
(コード番号：3659 東証一部)
問合せ先 代 表 取 締 役 植 村 士 朗
最高財務責任者
電話番号 03-3523-7910

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会決議において、会社法第236条、第238条および第240条の規定並びに平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、下記のとおり、株式報酬型ストック・オプションの実施を目的として、当社取締役に対して新株予約権を付与することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入する理由

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意識や、株主重視の経営意識を一層高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。この株式報酬型ストック・オプションは、取締役の退職慰労金を代替する性格も持ち合わせております。

2. 新株予約権の募集対象者

当社取締役（社外取締役を除く。） 1名

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式50,000株とする。ただし、4. の但書による調整がある場合には、その調整の結果得られる本新株予約権の総数に1,000を乗じて得られる株式数とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の総数

50個とする。ただし、平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会第3号議案で決議された取締役に対するストック・オプション報酬額の上限額（年額2億5千万円）を、5. に定める方法により算出した本新株予約権1個あたりの払込金額で除して得られた数（ただし、1未満の端数は切り捨てる）が50を下回る場合には、かかる数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、1,000株とする。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

各本新株予約権の払込金額は、割当日における新株予約権1個あたりの公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をもとにして算出）とし、有利発行に該当しない。

なお、本新株予約権の割当を受ける者は、その割当に際しての払込金額の払込みに代えて、当該割当を受ける者が当社に対して有する報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺することにより、本新株予約権を取得するものとする。

6. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年8月3日から平成57年8月2日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記7. の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

9. 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 割当日

平成27年8月3日

13. 新株予約権の行使の際に払込みを取り扱う銀行とその場所

株式会社三井住友銀行東京中央支店

(住所：東京都中央区日本橋二丁目1番10号)

以 上